

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第3回 枚方市立火葬場指定管理者選定委員会
開 催 日 時	平成29年10月5日(木) 午後5時から午後6時45分まで
開 催 場 所	枚方市役所 第2委員会室
出 席 者	会 長：相模 太朗 委員 副会長：服部 純子 委員 委 員：江端 良二 委員、高橋 泰代 委員、渡辺 信久 委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1)プレゼンテーションについて (2)採点について (3)その他
提出された資料等の名 称	<span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">資料16</span> 採点表 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">資料17</span> 評価コメント記入用紙 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">参考資料1</span> 枚方市立火葬場指定管理者選定委員会 プレゼンテーション進行 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">参考資料2</span> 「資料6 指定管理者選定基準」に係る補足説明資料
決 定 事 項	・申請団体(2団体)の提案内容に対する採点及び講評を行った上、事務局に提出する旨を決定
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍 聴 者 の 数	—
所管部署(事務局)	環境部 環境保全課

## 審 議 内 容

(開会 午後5時)

(会長) 第3回枚方市立火葬場指定管理者選定委員会を開催いたします。

まず事務局から、委員の出席状況と本日の進め方等について説明をお願いします。

(事務局) 本日の出席委員は5名で、委員全員のご出席をいただいております。よって、会議として成立していることをご報告させていただきます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

本日の委員会の次第と、資料16採点表、また資料17評価コメント記入用紙となっております。それから、参考資料1といたしまして、本日のプレゼンテーションの進行予定を記載したものと、参考資料2といたしまして、前回お配りしたものと同一資料ですが、資料6指定管理者選定基準に係る補足説明資料を配付しております。資料としては以上でございますが、資料の過不足等ございませんでしょうか。

そのほか、申請団体の申請書類の写しや、採点メモ等につきましても、それぞれお手元にごございますか。

なお本日は、前回9月14日(木)の委員会でご決定いただきましたとおり、申請団体のプレゼンテーション、また、採点に関する確認等、必要な審議を行っていただく予定をしております。説明は以上でございます。

(会長) ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質問、ご意見、確認事項はございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

### 案件(1) プレゼンテーションについて

(会長) それでは案件に移ります。案件(1)プレゼンテーションについてを議題とします。

プレゼンテーションに入ります前に、まず、申請団体の事業計画の提案内容と枚方市立火葬場に係る確認事項に関して、評価への観点や考え方等、共有すべき認識などについて、ご協議いただきたいと思います。まず採点方法について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは説明させていただきます。前回の委員会においてご確認いただいた内容とも重複いたしますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

まず審査におきましては、前回お持ち帰りいただきました採点メモ、これは参考資料としてお配りした資料でございますが、これもご活用いただきながら、委員ごとに、資料16の採点表に、AからEまでの5段階でご記入、ご採点いただくものでございます。

指定候補者の選定における内容審査につきましては、申請団体から提出のあった事業計画書が、本市が求める確認事項を満たしているかどうかを確認いただくとともに、加点事項に該当するかをご判断いただきまして、それぞれA評価からE評価として採点いただくものとなっております。

なお、評価につきましては、お手元にお配りしております参考資料2 資料6指定管理者選定基準に係る補足説明資料をご参照いただければと存じます。

なお、本日のプレゼンテーションにおいては、採点メモもご活用いただきながら、確認事項や加点事項に関しまして、申請団体の事業計画書等の書面からは読み取れない部分などについて、ご確認いただければと思っております。

最後に、資料17の評価コメント記入用紙について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、今回の指定候補者選定において申請団体の採点・評価を行っていただくに際しまして、その申請団体に関してよかった点、よくなかった点などの評価理由につい

てご記入いただくものとなっております。

最終的には、委員5名の採点結果と指定管理料の額による点数を合計した総合評価の点数とあわせて、各委員にご記入いただいたものを一体化した評価コメントを議会等に公表していくこととしております。

なお、次回第4回の委員会において、採点結果の集計及び一本化したコメント案をご提示させていただく予定をしております。

説明は以上でございます。

(会長) ただいまの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見はございませんか。

(C委員) **参考資料1**にあります時間と内容ですが、申請団体への質疑、その後、所管課への質疑とありますが、それは私たちから事務局に対しての質問時間があるということですか。

(事務局) はい、そうです。プレゼンされた内容で事務局に確認したいということであれば、事業者が退出された後、質問をお受けします。

(C委員) はい、わかりました。

(会長) ほかに何かご質問等、確認事項ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは次に、プレゼンテーションを実施する前に、申請団体の事業計画の内容や、採点に関して委員の間で共有しておくべき事項等がございましたら、委員の皆様からご意見いただきたいんですけども、何かご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) わかりました。

それでは準備がよければ、プレゼンテーションを実施したいと思いますので、申請団体の誘導を事務局でお願いします。

〈申請団体①の入場・準備〉

(事務局) それでは、ただいまからプレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションは、初めに団体名及びプレゼンテーションされる方のお名前を述べてから始めてください。なお、プレゼンテーションの時間は10分間となっております。こちらのパソコンのほうに残り時間を表示しておりますので御参照ください。

また、終了1分前になりましたらベルでお知らせしますので、所定の10分になり次第、終了とさせていただきますので、ご了承ください。

なお、プレゼンテーションが終了いたしましたら、引き続き、委員の皆様からのご質問にお答えいただきます。

それでは、準備はよろしいでしょうか。

それでは、始めてください。

〔申請団体①の出席者、自己紹介〕

(申請団体①) それでは事業計画確認事項一覧表に基づいてご説明いたします。私どもは齋場運營業務の専門団体として全国で40施設の齋場の管理、運営を行っているイーゼスグループと、施設・設備管理専門団体として大阪市に本社を有し、大阪府内で長年にわたって活動している総合ビルメンテナンス企業伸和サービスを構成団体としたジョイントベンチャーでございます。

このグループ構成で大阪市内4施設の指定管理者となっており、グループとしての運営方針、指定管理者として果たすべき使命を理解、共有しています。

運営方針は、現状以上のサービスを提供し、かつ管理経費を縮減することを実現することです。育児、介護の休業制度は両社とも就業規則上で規定しています。参加申請させていただいた理由は設置者である貴市、利用者である市民、受託者である当グループ及び従事職員の三者全てが「良し」と思える、「三方良し」の管理運営の実現を理念とし、より理想的な枚方市立

やすらぎの杜のあるべき姿、利用者視点で求められるサービスを提供するために申請をいたします。

各種税金は、JV両者とも完納しております。

次に、施設の運営方針についてですが、今後の火葬件数の需要増加に応えながら、故人様と最後のお別れの間としてふさわしい雰囲気を持するとともに、環境に配慮された設備が設置されている施設であることを理解し、その効果を最大限発揮させ、枚方市との連携により、利便性、快適性の向上と、より市民ニーズを反映した満足度の高いサービスを提供いたします。

指定管理料は期間全体を通して上限額から約8.8%の削減をする方針であり、期間全体で約4,600万円を削減する提案でございます。

次に、火葬業務の運営計画については、施設の特長、地域特性を踏まえた当施設専用の業務マニュアルを整備し、安全・安心を前提として、ミス・不備のない業務遂行に加え、利用者心情に配慮した接遇を実施いたします。平等利用を確保し、標準仕様を遵守するだけでなく、各種内部研修、外部研修を受講させることで、故人様の尊厳と利用者心情への配慮を徹底し、葬祭業者等関連業者との連携により、葬儀全体の満足度を高めてまいります。

特に接遇対応は、やすらぎの杜で火葬ができて良かったと思っただけのサービスを提供するため、公の業務の代行としての誇り、責任感、奉仕の心を持ち、自ら積極的にサービス向上を図る職員意識を教育いたします。

私どもグループは、セルフモニタリングとして、月1回の業務点検、四半期に1回の全体内部監査、年1回の外部監査を実施し、PDCAサイクルを運用することで、業務水準、管理運営水準を維持いたします。特徴としてあげられるのは、外部監査ですが、これは弁護士、司法書士、税理士など、司法集団で構成される決断サポートグループという外部機関が指定管理業務全体を監査、各種研修やマニュアル、規程の管理を行うことで実効性を担保するご提案です。また、セルフモニタリングによる自己評価に加え、客観的評価として、利用者モニタリングを実施いたします。利用者モニタリングは施設内でのアンケートに加え、施設見学会やセレモニー実演会、葬祭業者との意見交換会やアンケート調査、地元自治会との意見交換など、施設にいられたご遺族だけではなく、さまざまな視点からのニーズの把握をし、運営に反映をしております。待合スペースでのサービス向上としては、現在の指定管理者様がさまざまな物品の貸し出しや提供を行っていることを確認しております。利便性を低下させないため、全ての提供内容は引き続き実施し、加えましてフリーWi-Fiの設置や衣類用の消臭スプレーの設置など、全国の斎場施設の管理経験から把握しているニーズの反映方策を業務に生かします。

施設専用のホームページには、現在のホームページに記載されている内容に加え、電話などでよく問い合わせのある事項のQ&Aページの設置や、副葬品の削減について、入れてはいけないものを写真などで掲載するなど、より市民の方にわかりやすい工夫をいたします。

配置人員に関しましては、指定管理開始時から確実に提案水準の業務を実施するため、火葬場での業務経験を有する者を13名配置いたします。これは現在、私どもで雇用している人材で計画していますが、仮に現在の指定管理者が雇用されている方が、引き続き業務を希望される場合は積極的に雇用維持に努め、指定管理期間を通して、枚方市民の地元雇用を推進してまいります。公正採用選考人権啓発推進員は、代表団体はその義務はありませんが、構成団体が設置しており、育児休業制度やセクシュアルハラスメント防止に関する提案は事業計画書と合わせて各社の就業規則をご参照ください。障害者法定雇用率に関しては、どちらの団体も達成しております。

次に火葬炉の維持管理についてですが、宮本工業所製の火葬炉を全国で23施設145基取り扱っており、日常の運転業務、突発的の不具合の対応や、日常の維持管理を配置職員で実施できるノウハウを十分に有しています。定期点検は枚方市様が指定される炉メーカーの実施となりますが、設置メーカーである宮本工業所を含め、各大手炉メーカーとは、他の斎場で私どもが

指定管理者で保守点検は炉メーカーという関係性で両方が協力体制を築いており、当施設においても同様の体制で適正な維持管理を行っていきます。

残骨灰及び集じん灰の処理については故人様の尊厳と、ご遺族様の宗教的感情に配慮した供養業務であるという認識を前提に、最終供養までを専門業者に委託し、最終処分地の同意書、埋葬・供養実施の証明書を事前に提出し、残骨灰回収作業終了後は回収作業実施報告書や最終処分・供養報告書を提出してまいります。一般廃棄物処理や、備品等の物品管理、各種文書の管理や個人情報保護については事業計画書の該当ページを御参照ください。

事故防止等の安全管理、緊急時対応に関しては、職員全員に普通救命講習を受講させ、施設特性に合わせてカスタマイズした安全マニュアル、防犯、防災マニュアルによる、防犯防災教育、訓練を実施し、事故の未然防止と発生時の的確な対応力を養います。また、伸和サービスは隣接する輝きプラザきららの施設総合管理を受託していることで、輝きプラザに常駐している設備管理員が臨時に応急処置対応を行うことが可能でございます。

グループを構成する2社はともに他事業で365日24時間体制の業務を受託していることで、各社へのホットラインが不通となることはなく、緊急時も連絡体制は危機管理マニュアルに明確に定めております。災害時には、大阪市にある伸和サービスの本社を対策本部として設け、関西地区に限定せず、全国的に斎場業務を展開しているイービスグループが応援人員を補填することで施設の継続員を担保いたします。

環境への配慮に関しましては枚方市環境基本条例、その他関連法規や条例に十分配慮するとともに枚方市環境基本計画に基づいた取り組みを実践し、定期的に見直すことで継続的に改善してまいります。

また、厚生労働省の火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針に基づき、火葬炉に関する知識、技術の習得、最適な運転調整、ダイオキシン類、煙、臭いを発生させない適正な火葬を行ってまいります。

施設内及び配置職員が日々実施すべき事項はそれらをリスト化した、環境配慮率先行動計画取組点検表を使用し、月1回の統括責任者による業務監査と業務運営主任による年1回の環境監査を実施いたします。

それでは最後となりますけれども、来年度4月からの5年間私どもは実直にサービス向上と経費削減に取り組んでまいります。そしてご利用者の皆様に対し、誠心誠意尽くすことで、必ずや「ありがとう」と言ってもらえる管理、運営を実現させる自信がございます。選定いただけることを強くお願いしご説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(会長) ありがとうございます。それでは、委員のほうから、幾つか質問させていただきますので、お願いします。

委員の皆様、どうぞご自由にご質問お願いします。

(A委員) 人員配置計画の中で火葬技術管理士が1名だけリスト化されているのですが、それが1名で十分なのか。それと、指定管理開始時は、提案人員数と同数の新規職員の配置ということで、ダブル人員でやっていると記載されていますが、コストについて、単純に1カ月ダブルにすれば相当な金額になってくると思うのですが、その経費についてはどう考えているのか、どのぐらいの期間を考えているのかという点です。

それと、一番気になったのが、イービスさんの組織です。有限責任事業組合というのは、会社が集まった団体ですよ。会社が集まって団体をつくって、なおかつその団体と伸和さんと一緒になって、提案されている。もともとの株式会社での提案はなぜないのか。それと、採用分の職員の帰属ですね、意識というのはどんなものなのか。ほかの事業所でやっているから、それについて帰属意識的などころはどうなのかなというところを教えてください。

(申請団体①) まず、火葬技術管理士が1名の配置で十分なのかということに関してですが、私どもは火葬技術管理士の1級の資格保持者を多数抱えているのですが、その研修内容に関し

て、研修資料等をイービスグループで斎場事業に携わる人間に共有教育を施していますので、それでもかつ個人個人から私も受けたい、僕も取っておきたいということであれば、その都度受けさせているのですが、火葬技術管理士の資格内容に関して配置するという経験者に関しては、既にその内容に関しては把握させているということは火葬技術管理士を持っていて、それも十分取り入れるだけの技量の経験を踏まえた人間を配置するというので、この1名配置というのは、市に配置する人間として、白羽の矢が立った人間がたまたま持っていたということでございます。

また、立ち上げに関わる経験者の配置、プラスアルファ新しい、もしくは継続雇用した私どもの社員になった新しい未経験者とのダブル人件費に関しましては、収支計画書の人件費、もしくは事業計画書で示させていただいた人員だけの人件費しか計上はしておりませんので、それから溢れている部分に関しましては、全て私どもの会社のほうから人件費として出す予定でございます。なので、あとは研修計画の中にも記載させていただきましたが、まず提案している事業計画のものを確実に4月1日時点からご提供するために、経験者をずらっと配置させていただくのですが、その中で地元雇用、もしくは引き継ぎ雇用をした人材を、同時に各種研修メニューを通じて、育てていくと。それと同時進行で行ってまいります。その期間に関しましては、早くて3カ月から半年ぐらいを見込んでおります。内部試験の合格者が出た時点で経験者と随時交代をさせていただく形になりますので、そういうことでございます。

今回の有限責任事業組合で行っているのは、なぜ株式会社ではないのかということに関して説明すると、一番現実的なのは、有限責任事業組合で既に火葬場の運営実績を担っているからということになってしまうのですが、平成18年に立ち上げて、この名義で契約している自治体様が多数あります。この組合員の中で、7社の法人の構成なのですが、この中で、火葬の運営にかかわっているのは、NSK株式会社というところと、日本ロテックス株式会社という2社がメインになっています。ただNSKで単独で応募しようとしたり、NSKと伸和さんがJVを組んだりした場合、そこに実績として加味されるのかどうかというのが非常に微妙な問題になってきて、信用性というところで、やはり例えば近隣ですと大阪市の火葬業をやっている。広島市の火葬業をやっている。千葉県千葉市いわゆる政令指令都市で指定管理者をやらせていただいているというのは、全て有限責任事業組合名義でJVを組んだ契約になっておりますので、今回に関しても、まず実績がかなりある、わかりやすいというか納得していただけるということで、平成18年にそもそも有限責任事業組合をなぜ組んだのかというお話になると、またちょっと先ほどの質問とは違うのかなと思いますので、それに関しても詳しくということでしたら、後ほどまたご説明さしあげます。

職員の帰属意識というところで言いますと、先ほど申し上げたように、働いている人間はおおむねNSK株式会社というところの社員になります。

(会長) ほかに何かご質問ございませんか。

(C委員) 指定管理料の上限額から8.8%減でできますとおっしゃいました。どの部分が削減できるかを簡単に教えていただきたい。それから、今日お話をされなかったのですが、施設の利用案内に関する件で、施設見学会やセレモニー実演会という非常にユニークなことを書いておられるのが目につきましたが、そのようなニーズは、これは生きている人がやりたいのか、これから死ぬ人がやりたいのか、それがよくわからないのですが、どういうニーズがあるのかというところ。3つ目は、施設の維持管理に関わることですが、実は非常に気になったところが、市が認めたメーカーにより委託して火葬炉の点検を行うという表現を見たのですが、炉の製造はしてないかもしれませんが、どれくらい把握しているのかなと実は心配になりました。耐火レンガですとか、排ガスの処理設備ですとか、そういったところは、ある程度つくった経験があるところでないといけないと思うのですが、それはどのくらい把握されているのか。

(申請団体①) 利用案内に関して、セレモニー実演会などに関して、私からお答えさせてい

たきます。私どものその管理運営の経験上、火葬場施設というのは人生において、あまり利用されない、された経験がない施設だと認識しております。なので、急なことで利用される施設であるということをご希望者がいれば、施設内を見学していただいて、施設に到着されてからお帰りになるまでどういう動線で施設内を移動されるか、どういった内容のサービスを受けられるか、そういうことを、もしものときの前段階で知っていただく機会になればという考えで各地指定管理者物件において開催をしています。セレモニー実演会は、今のところあまり希望される方はいらっしゃらないのですが、施設見学会においては、地元自治会の近隣に住まわれている方や、万が一のときのために知っておきたいという方で希望者は結構いらっしゃいます。

火葬炉の維持管理に関して、私どものできる範囲でお答えをしてみたいと思います。日常操作はもちろんですが、突発的な故障が起きた際には私どもの配置している職員で故障箇所の特定期間であるとお約束します。故障箇所を特定したあと、その故障箇所を修繕できるかといった部分に関しましては、機器の調整や軽微な故障であれば私どもで対応はできると考えております。ただ、例えば現場に代替部品がない、部品の交換をしなければ復帰できないですとか、コンピュータの自動制御部分、プログラムに関して中でバグが起きた場合など、パソコンを使ってプログラムの修正ができるかということ、それはメーカーでないとできないと思います。私どものできることにしましては、日常の点検をしっかりと、不具合箇所の早期発見に努め、私どもにできる修繕であれば私どもで簡易的な修繕を行い、保守点検される炉メーカーと市と協同して、火葬炉がとまることがないように、努めてみたいと考えております。

コストの件に関して申し上げますと、8.8%とあくまで上限額に対して我々が設定した額が、この数字になっているということであって、現状と比較して、どの項目がどういうことを削減しているという形ではないですけれども、今までの経験において、やはり人件費と施設の総合ビルメンテナンスの伸和さんと一緒に今回提案させていただいておりますので、外注費、この部分が従来より削減される大きなポイントになると考えています。

**(B委員)** 新規採用職員の研修というところで書かれている、内部試験に合格したということですが、これはオリジナルの試験でなされていると思われませんが、合格者というのはどれくらいの率かということと、これに合格して3ヶ月研修を終えますと、正規雇用になるのか、あるいは任期付であるのか、嘱託であるのか、そういった各種の雇用形態を取られるのかということをお聞きしたいということと、もう1点が、非常に特殊な業態、業種だろうと思うのですが、恐らく普通の企業であればリピーターであるとか、そういうことを目指すと思うのですが、やすらぎの杜で火葬ができてよかったと思わせるような具体的なサービス。火葬場で次もやりたいと遺族の方が強く思われるのかなというのが疑問なのですが、具体的にどのような働きかけ、サービスをすることによって、それを実現するのかということをお教えいただきたいです。

**(申請団体①)** まず、準備期間におきまして、業務マニュアルを枚方市様用にカスタマイズして、実際やすらぎの杜で使える細かい業務マニュアルを作成いたします。なお、新規採用者に関してもそうですし、実際に経験がおありの方でもそうですけれども、そのマニュアルをもとに研修を受けていただきまして、実際の業務がマニュアルどおりできるように練習をしていただきます。ある程度できるようになったという時点で、私どもの経験で大体3カ月ぐらいかかるかなと思います。教育担当者が試験を行ってくださいというときに、責任者であったり、本部担当者が立ち会いのもと、一連の業務、流れを実際の台車を使ったり、試験用に空の棺を使ったりしながら、細かい気遣いができるかとか、危険箇所をしっかりと気をつけているかどうかというところを視点を試験を行います。施設にご到着してから、最初の炉前でのお別れが終わって、待合室までご案内するまでが、一つ。待合室や外でお休みになられてから施設に到着されて、お骨揚げをされて、お帰りになるまでが一つ。この二つのパターンにわけて試験を行い

ます。その担当者たちで見て、これならご遺族様の前に出しても大丈夫だという水準までいけたということで判断をできれば合格ということで、実践的な研修に移っていきます。それから、合格率についてですが、1回で合格する確率ということですか。それとも最終的にということですか。

(B委員) 1回で合格する確率でお願いします。

(申請団体①) 50%ぐらいじゃないですかね。

(B委員) かなり厳しく。

(申請団体①) そうですね。

(B委員) ハードルが高いような気がしますが、その雇用形態につきましては、それに合格すれば正職員というか。

(申請団体①) そうですね。最初の面接の段階で正規雇用を希望されるのか、非正規雇用を希望されるのかで変わってまいります。同じように教育してまいります。

(B委員) あと、火葬ができてよかったと思えるような具体的なサービスは。

(申請団体①) これは、私どもご遺族心情に配慮した細やかなお心遣い、私ども内内では目回り気配り心配りと教育しているのですが、こういう接遇を通して、安心して最後のお別れをしていただいた後に、ここでよかったねというのが、ご遺族様にとっては、枚方市民である限り、やすらぎの杜を何の疑いもなく使われるでしょう。ということで、そこでの大切な方とのお別れの儀式が、無機質なものではないように、という意味でございます。

(B委員) ありがとうございます。

(副会長) 現地の視察とかされたと思うのですが、もし指定業者になられた場合、まずここを変えたいというところを1つだけ教えていただいてもよろしいでしょうか。

(申請団体①) 非常にきれいな施設で、現行の業者様は高度な管理をされていると現地を見せていただいて感じました。さらなるサービスをというのが、物品の貸し出しというのを非常に多彩にされている中、私どもフリーWi-Fiの設置などをご提案させていただきましたが、それにつけ加えて、先ほどとかぶりますが、細やかなご遺族心情に配慮した接客、接遇をできる施設にするということをお約束したいと思います。

(会長) ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。それでは、質問も出尽くしましたので、これをもちましてプレゼンテーションを終了といたします。

どうもありがとうございました。

(申請団体①) よろしく願いいたします。

<申請団体① 退場>

(会長) 委員の皆さん、ここで、事務局に何かご確認されたいこととかございましたら、お願いします。よろしいですか。

特にないようですので、それではここで10分間休憩といたしますのでお願いします。

(休憩)

(会長) それでは、委員会を再開します。

準備がよければ、次の申請団体のプレゼンテーションを実施したいと思います。

申請団体の誘導をお願いします。

<申請団体② 入場・準備>

(事務局) それでは、ただいまから、プレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションは、初めに団体名及びプレゼンテーションされる方のお名前を述べてから始めてください。

なお、プレゼンテーションの時間は10分間となっております。

こちらのパソコンの画面で残り時間を表示しておりますのでお願いします。また、終了1分

前になりましたらベルでお知らせし、所定の10分になり次第、打ち切りとさせていただきますので、御了承ください。

なお、プレゼンテーションが終了しましたら、引き続き、委員の皆様からの質問にお答えいただきます。

では、準備はよろしいでしょうか。

どうぞお願いします。

〔申請団体②の出席者、自己紹介〕

（申請団体②） それでは、提案内容につきましてご説明させていただきますので、よろしくをお願いします。それでは立ったままでご説明をさせていただきます。

枚方市立火葬場やすらぎの杜における五輪・日本管財グループ提案のご説明をさせていただきます。何分お時間の御制限もございますので、事業計画確認事項一覧に基づき、何点かのポイントをあげさせていただいて、お話をさせていただきます。

提案書4ページから5ページになりますが、経営実績及び組織状況につきまして、代表企業の五輪は火葬場の運営、設備保全のトータル管理を主業務とし、枚方市立火葬場に設置されております火葬炉設備企業の株式会社宮本工業所のグループ企業であります。火葬業務受託は平成29年9月現在、グループ企業含め、全国で207箇所を受託がございまして、うち、指定管理事業の受託が49斎場、PFIの運営受託は3斎場あり、職員数は783名が在籍しております。5ページですが、グループ日本管財株式会社は快適な都市環境を創造する会社として、全国で継続した成長を続けている施設設備のトータル管理会社であり、火葬業務及び運営は株式会社五輪、施設は日本管財と互いの専門分野の知識とノウハウを最大限に用いてやすらぎの杜の運営を執り行います。

5ページとなりますが、当グループの実績といたしましては、西宮市立火葬場、大津市立斎場を五輪・日本管財グループで指定管理者として受託させていただいております。

提案書の7ページになりますが、育児休業、介護休業なども含め、各制度を就業規則で定め、福祉を増進するとともに、国や経済、社会発展を目的として、仕事と家庭の両立を推進しております。

提案書の9ページですが、今回の3期目の選考に応募させていただいた理由は、当グループが枚方市立火葬場にて習得をさせていただいた実務経験とノウハウ、さらに宮本工業所製の火葬炉であるという優位性を最大限に活用し、枚方市並びに市民の皆様のお役に立ちたく申請をさせていただきました。

提案書の12ページですが、施設の現状並びに今後の方向性については、現在指定管理期間2期目には火葬炉が4基増設され、現在12基の運転を行っております。来年度から1日18件に受付件数が増枠になり、施設の稼働率も上がりますが、当グループの能力を最大限に発揮し、最適な施設管理を行ってまいります。

12ページとなりますが、提案額は、当グループはコストダウンを図るだけでなく、指定管理者の責務として、長期的に安心、安定、安全な運営管理を前提に、必要と思われる部分には相応の経費をかけ、適切な施設管理を行うべく、別紙の金額でご提案をさせていただいております。

提案書の19ページとなりますが、セルフモニタリングの実施については、2種類のアンケートを実施いたします。待合ホール、待合室に施設内アンケート用紙を置き、モニタリングを行います。もう1つは、返信はがきを利用したアンケートを各葬儀社様にご協力いただき、ご遺族にお渡しいただき、アンケートの回収率を高め、内容を精査し、さらなるサービス向上を図らせていただきます。

提案書の20ページですが、利用者のサービスについては、2階待合ホールに安らぎの空間づくりの一環として、絵画の展示、お子様用にキッズコーナーを設置、お子様向けアニメ映画の

放映、待合ホール各テーブルには故人様の遺影のお写真がご安置できるように写真立てを設置、無料のミネラルウォーターサーバーの設置を行い、無料おしぼりの提供、お忘れになられた方用に生理用品、紙おむつ、常備薬などの提供。お子様用にベビーカーの貸し出し、女性向けにひざかけの貸し出しなどを継続して行います。

また、現在次の提案として、ビオトープの設置を準備している中でございます。副葬品の削減については、葬儀業者との連絡協議会を設置しており、環境への配慮、設備への悪影響などの削減意図もおわかりいただいております。現在葬儀社とも協力関係を構築しております。

提案書の22ページになりますが、人員配置については、当業務はミスが許されないことから、主業務の従業員は全て正社員で構成し、不安定な契約社員、パート職員を多用して、人件費削減を図る執務体制はとりません。現在の職員を継続配置いたします。

障害者法定雇用率については、提案書25ページとなりますが、当グループ両社とも法定雇用率を達成しております。また人権問題についても、差別事案など問題は細かく取り上げ、指導員が職員に対し、研修を実施し、公平、平等な運営を行っていただきます。

提案書26ページとなりますが、セクシュアルハラスメント防止対策については、定期的な社内研修を実施しております。グループ双方の企業では、職員が直接通報できる電話窓口を本社に設置しており、問題の確認、改善、摘発を行い、事案撲滅に努めております。

31ページとなりますが、残骨灰及び集じん灰の処理については、尊厳をもって丁寧に取り扱い、適宜適正に処理を行います。

また、情報公開については枚方市情報公開条例を厳守し、施設の運営、透明性を確保いたします。個人情報についても個人情報マニュアルに基づき、教育研修等を行い、全従業員がその重要性を認識して、業務を遂行いたします。

提案書67ページとなりますが、緊急時の防犯、防災対策の危機管理については、さまざまな危機管理マニュアルを作成しており、研修を通じて、全従業員に周知、徹底させ、それに基づき迅速な対応と予防対策の訓練を実施し、事故防止に取り組みます。

緊急事態等の発生時には、提案書69ページにあります。危機管理マニュアルに基づいた緊急連絡体制表を作成しており、職員の周知、随時訓練するなどにより、緊急時にも素早い対応を実施いたします。また、弊社、営業管理部員は365日緊急連絡体制を整えており、職員の病気、けがなどの不測の事態でも、近隣事業所職員、または営業管理部員が急行し、業務に支障が出ない体制を整えております。

提案書の72ページとなりますが、大災害時には当グループの在籍数783名のスケールメリットを生かし、近隣のみならず全国の事業所から流通担当員と火葬業務員の人員派遣など火葬炉メーカーの宮本工業所と協同し、全国各地から応援、支援体制の構築を図り、指定管理者としての責務を果たしてまいります。

最後に当グループは長年の経験上、失敗もあり、改善も繰り返してまいりましたが、親しい方を亡くし、その最後に訪れる火葬場での儀式が無機質で味気ないものであってはならない。利用者が違和感を覚えるような火葬場であってはいけない。なぜなら、火葬場は御遺体の焼却場ではないからです。まさしく人生の終焉の場を認識し、業務にあたらなければなりません。当施設のサービス向上ももちろん大事ですが、ただ基本となる接遇対応が無機質な接遇では台なしです。ご遺族の到着時には、悲しい思いで来られていることを考え、お別れの手伝いをするように指導しております。我々は、ご遺族の心情を考える温かい接遇を行います。

以上でご説明を終わらせていただきます。

(会長) どうもありがとうございました。

それでは、今から委員のほうから幾つか質問させていただきますので、どうぞお掛けになって、よろしく願います。

委員の皆様、ご質問、ご意見、ご自由にご発言願います。

(A委員) 職員は全部正職員と書いてあったと思うのですが、今現状はどうなっているんでしょうか。

(申請団体②) 今現状は、主業務となる火葬業務、収骨業務などの業務は全て正職員で構成しております。あと、清掃員の方、また2階にいらっしゃいます喫茶業務の方など、他の事業者となりますが、臨時雇用となっております。

(B委員) 2点お聞かせいただきたいのですが、先ほどビオトープということでお話があったんですが、どちらに設置するのですか。

(申請団体②) 斎場の施設の中の設置の分ということでしょうか。

(B委員) はい。

(申請団体②) 待合ホールのほうで、安らぎの空間の1つとして、ビオトープの設置を考えておりますが、ただ、今現在考えておりますビオトープというのは、再生型の新しいタイプになります。お水を循環させていただいて、植木のほうにお水を使う。そのお水の土自体がフィルターの役目をして水槽に戻ってくるというような新しいタイプを今考えております。計画的には導入会社が東広島市になりますので、今調整を行っている最中です。

(B委員) それともう1点ですが、提案書の73ページに東日本大震災のご経験があるということで、記載があったのですが、今現在は原状復帰というか、フル稼働しているのですか。

(申請団体②) はい。フル稼働をさせていただいております。

(B委員) 万が一こういった事態があったときに迅速に復旧作業対応できるという認識でよろしいでしょうか。

(申請団体②) 弊社は東日本大震災以外に阪神大震災、また北海道の震災、最近では熊本の震災がございました。経験を重ねる中で、より迅速な行動を凶っております。熊本地震、夜に発生いたしました。翌日の朝には、関西で大阪支社、四国支店、広島支店の緊急メンバーが朝の8時の段階で四国の伊方、三崎の方までもう出向いており、あとフェリーで大分に渡る状態でした。当日と翌日で施設の点検を行い、設備の異常がないか、職員の被災がないかを確認して次の日には通常の業務を行っています。

(B委員) 例えば稼働中に地震が起こった場合、自動で消火されるものなのですか。

(申請団体②) 耐震装置がついておりまして、一定の揺れが発生いたしますと全ての電力がとまるような設備になっております。安全確認を行った上で、耐震装置の復旧を行い、火葬炉をもう一度稼働させるという手順で職員が行っています。

(B委員) ありがとうございます。

(副会長) 枚方市の風習や習慣を継承しますと書かれているのですが、特に枚方だからといって、何か気を使われていたりすることはありますか。

(申請団体②) 枚方市のご習慣となりますのが、基本仏式の葬儀の場合が一番多いわけですが、近くの京都市、仏教の各本寺がございまして、収骨時には、足元からお遺骨を納めるなどの御習慣があります。関西ではそういった京都が主体となった習慣で進行させていただいております。ただ、枚方市様は中核都市となられて40万人もの人口様がございまして。また、関西外国語大学などございまして、外国人の方の移住も大変多くなっています。その中で、キリスト教などのご習慣、そういったものを踏まえて進行させていただけるようにさせていただきます。特に告別式などは、お使いになる仏具等が各宗旨によって違いますので、そういったものも鑑みながら、朝礼などで情報を共有して、1日の業務を行っています。

(C委員) 火葬施設の傷み具合について、他の所と比べて、想定内の傷み具合でしょうか。どういう状況か教えてください。

(申請団体②) 特に傷みがひどかったわけではないですが、火葬件数が増えてきたので、それに伴って8炉では賄いきれなくなる部分が多分にありましたので、4炉増設という形になっています。今、適時、市様のほうからのご依頼で修繕工事など行っております。ま

た、弊社の職員、勤務の中で、空いている時間で各設備の分解清掃、また軽微な修繕、取りかえなども行っておりますので、今想定内の進行で進んでおります。想定内というのは、やはり機器には、消耗品機器、一定の期間を使うと消耗いたしますという機器がたくさんついておりますので、そういったものを含めたところを考えれば、今予定どおりの進行で、本体自体は大変きれいな状態で保たれていると思います。

(会長) これまで管理されてきて、利用者様からこういった苦情が多かったですか。それに対して、今後どのように改善しようと考えておられるのか、教えていただけますでしょうか。

(申請団体②) まず1点、駐車場ですが、隣の文化施設の輝きプラザきららと駐車場を共用しており、移動式のコーン等で分離しています。それに伴って、駐車場に関して、輝きプラザきららと調整させていただき、輝きプラザきららがお忙しい、火葬場は友引のときは件数が少ない、そういうときは、輝きプラザきららの駐車場を増やしているのですが、友引のときでも想定外に増える場合があります、輝きプラザきららは毎週月曜日がお忙しいので、そのときの駐車場の確保がなかなか難しいですが、お互いの利用状況に合わせて連絡を密に取りながら、駐車場の確保をしています。もう1点、先ほども申しましたけれども、輝きプラザきららは文化施設ですので、普通に子どもさん連れの方が、文化教室に来られる半面、火葬場には悲しんでおられる方が来られる、そのギャップの差がなかなか難しいかと思われま。駐車場で一緒になる場合もあり、礼服、喪服等で来られている方が若干気を使う部分があります。駐車場の徹底について、年1回の葬祭業者連絡協議会というのを設けさせていただいておりますので、業者さんに対してお話をさせていただき、うちの警備のほうにも徹底させていただきながら、分離、分別を図らせていただこうかと思っております。

(会長) ありがとうございます。

委員の皆様、ほかに何かご質問はございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは質問も出尽くしたようですので、これをもちましてプレゼンテーションを終了します。どうもありがとうございました。

(申請団体②) どうもありがとうございました。

<申請団体② 退場>

(会長) それでは、委員の皆様から、今の2件で事務局に確認されたいことが何かございましたら、お願いします。

(B委員) 2番目の企業さんの申請用紙15ページですが、火葬コーディネーターという資格があるのですか。

(事務局) 正式な法令に基づいている資格ではないと思います。民間でそういった団体のほうで一定のカリキュラムがあったり、受講された方に認定するような資格であったように記憶しているのですが。

(B委員) 2番目の企業さんは社団法人と書いてあるので、1番目の企業さんは内部研修だったんで、こちらは外部のそういう団体のを受けておられているのかなという感じでお聞きしました。

(C委員) 24ページ目に業務従事者配置一覧がありまして、それはどの人が五輪でどの人が日本管財というふうに市の方が把握されているのかどうか、どれくらい近い関係なのか、あるいは全く名前と顔もわからないという状態なのか、それを事務局の人に聞いてみたいのですが。

(事務局) 現地の点検作業であったりとか、必要な打ち合わせであったりということで、市の職員が当然現地のほうに行きますので、もちろん名前と顔が一致しております。例えば、この名簿で申しますと、上の統括責任者から事務職員については株式会社五輪のほうに所属している職員ということで、あと警備保安員、清掃員というところにつきましては、概ね日本管財

さんのほうからというふうになっております。というのは、従事者については届け出の書類と  
いうのを随時出していただく形になっておりますので、把握は図っているということです。

(会長) ほかに何か確認されたい事項はございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは次に移ります。

## 案件(2)採点について

(会長) 案件(2)採点についてを議題とします。事務局から、説明をお願いします。

(事務局) それでは、ご説明させていただきます。

採点の基本的な考え方につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、確認事項及び加  
点事項につきまして、A評価からE評価で採点いただくものでございます。

採点に当たり、必要がございましたら、大変お荷物になるかと存じますが、採点表、評価コ  
メントとともに関係資料をお持ち帰りいただくか、私ども事務局から郵送させていただければ  
と考えております。

また、それぞれの申請団体について、ご評価いただいた採点表、評価コメントにつきましては  
は、メールにてご返信いただきたいと存じます。採点表、評価コメントのデータにつきましては  
は、本日の会議終了後、各委員あてにデータを送付させていただきます。また、返信期限です  
が、事務処理手続の都合上、10月11日(水)中には届きますようお願いしたいと思います。

また、本日の資料一式をお持ち帰り、または郵送させていただいた場合につきましては、大  
変お手数ですが、次回の第4回の委員会の際、御持参いただくか、または着払伝票をお渡し  
いたしますので、第4回委員会の前日、10月18日(水)までに事務局に届きますよう、郵送  
いただければと思います。

なお、お送りいただいた採点表、評価コメントにつきましては、事務局で取りまとめを行  
いまして、次回の委員会におきまして、採点結果の集計、また、委員の皆様の評価コメントを取  
りまとめた案として、ご提示させていただきたいと考えております。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見  
等はございませんか。

(A委員) 確認ですが、今の話では、いわゆる採点表はメールで送っていただいて、そこに  
入力して、メールで返信する。

(事務局) そうですね。

(A委員) 今日、紙として出す必要はない。

(事務局) そうですね。もちろんこの場で採点ができているということで、置いて帰って  
いただくことも可能なのですが、一応基本的な考え方としては、今回のお話を聞いていただいて、  
事前にも資料を見ていただいておりますので、ただデータで送らせていただきますので、一旦  
お持ち帰りいただいて、最終採点していただいて事務局のほうにメールで送付をお願いします。

(A委員) 各箇所データで打つということですか。

(事務局) お願いします。

(C委員) メールで送ってもらうのはいいのですが、今日席上に配付していただいた資料で  
も20番と21番の間は区切り線があると思うのですね。20番の男女雇用機会均等法、21番の環境  
考慮、というのは、20番は人員配置で21番は施設の維持管理。ここは評価結果の一番右側の横  
に対して長い箱になっていますが、これは分けないといけないと思います。

配点自体20%、30%と分かれていますので、ずれた状態で送られてしまうと、皆さん思い思いに  
直すと収拾がつかなくなる。

(事務局) 申しわけありません、修正させていただいて、確認してから送付させていただきます。

(B委員) 要求事項の確認事項と加点事項に分かれているのですが、これはどういうふうに見たらいいのですか。

(事務局) まず、基本的に確認事項は十分できているという場合は、A、B、C、DのC判定になると思います。そちらの書き込みに当たるということになります。確認事項が確実にできている場合にC以上の評価でその場合は加点事項を確認いただきまして、Bになるのか、Aになるのか、Cのままかということについて、ご確認いただきます。仮に確認事項のところC以下、要は不足があるなどということでしたら、D、Eという評価をしていただきたい。

(B委員) この確認事項のこの箱の中の1、2が確認事項で、加点事項は隣の枠を見て、それができていればA、Bというように加点して、それで最終的に評価結果は私がそこでAとかBとか1つだけ入れたらいいのですね。

(事務局) そうですね。

(C委員) この表の確認事項と加点事項に書いている数字が微妙に違うので、確認事項の数字は大事と思うのですが、加点事項の数字はがあると混乱するので、ないほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

(事務局) あくまで加点事項は加点事項で確認事項は確認事項、それぞれの項目ということで、それを機械的に上から数字を振っているということになりますが、確認事項の数字は外し、修正して送付させていただきます。

(C委員) 間違いがなければいいのですが、事前にいただいた採点表は横線が入っていたりなかったり、結構多かったので、内部的な資料は構わないですが、最終的に残さないといけなものは気をつけていただきたいと思います。

(会長) ほかに確認事項、質問事項ございますか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは、続きまして、案件(3)その他について、事務局から何かありますか。

(事務局) 次回の委員会につきましては、10月19日、木曜日の午後5時から、市役所別館4階、第2委員会室で開催いただきまして、採点結果の集計等を御提示した後、本施設の指定候補者について、合議、答申へと進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。事務局からは、以上です。

(会長) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、第3回枚方市立火葬場指定管理者選定委員会を閉会します。

委員の皆様及び関係部署の皆様には、長時間にわたり本委員会の運営にご協力いただき、まことにありがとうございました。

(閉会 午後6時45分)